

ホールインワン定期預金 商品概要説明書

(2017年3月1日現在適用中)

1. 商品名	・ホールインワン定期預金 ※基本商品：スーパー定期〈単利型〉
2. ご利用いただけるお客さま	・個人のみ
3. お取扱店	・リクルート支店
4. 期間	①3か月（定型方式） ②1年（定型方式）※ホールインワンを達成し、所定の証明書を提出されたとき ③1年（定型方式）※②の条件を満たし、かつ「じゃらんゴルフ」での予約実績が預入期間中にあることを確認できるとき ・自動継続型（自動継続後は期間3か月になります）（元金継続のみ）
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上1,000万円以内 ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻し
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	「4. 期間」に記載の①～③の内容によって金利は以下のように設定します ①預入時の店頭表示の利率を、満期日まで適用 ②預入時の、①の店頭表示金利+0.5% ③預入時の、①の店頭表示金利+1.0% ※②③ともに、満期到来後は①の3か月定期（定型方式）に移行します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割による計算です
8. 手数料	・かかりません
9. 付加できる特約事項	・次のサービスの取扱いができます ○総合口座による当座貸越 ：総合口座の担保とすることができます (貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率)
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約するときには、以下の期限前解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息とともに払戻します。 「4. 期間」に記載の①～③の内容によって金利は以下のように設定します ①のとき ・解約日における普通預金の利率

ホールインワン定期預金 商品概要説明書

(2017年3月1日現在適用中)

	<p>②③のとき</p> <table border="1" data-bbox="443 241 1452 336"> <tr> <td data-bbox="443 241 1013 286">1. 預入期間が6か月未満のとき</td> <td data-bbox="1013 241 1452 286">解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 286 1013 336">2. 預入期間が6か月以上1年未満のとき</td> <td data-bbox="1013 286 1452 336">約定利率×50%</td> </tr> </table>	1. 預入期間が6か月未満のとき	解約日における普通預金の利率	2. 預入期間が6か月以上1年未満のとき	約定利率×50%
1. 預入期間が6か月未満のとき	解約日における普通預金の利率				
2. 預入期間が6か月以上1年未満のとき	約定利率×50%				
11. 利率情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利についてはインターネット上のホームページをご覧ください 				
12. 利息に対する 課税	<ul style="list-style-type: none"> ・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます ※ 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります ・マル優の取扱いはできません 				
13. 当社が契約 している指定 紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 もしくは 03-5252-3772 				
14. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、預金保険の対象となっています ・他キャンペーン等の金利上乗せとの併用はできません ・ホールインワン特別金利は、「4. 期間に記載の①の定期作成後、預金者ご本人がホールインワンを達成し、所定の証明書を提出された等当社所定の要件を満たしたときに限り適用いたします（証明書は1回限り有効です） ・じゃらんゴルフ予約特別金利は、預金者ご本人がゴルフ場を予約し、ホールインワン特別金利適用条件を満たしたときに限り適用いたします ・本定期契約中に複数回ホールインワンを達成されたときは、その都度特別金利が適用されます ・満期日が土日・祝日等に当たるとき、実際に解約可能な時期は、当該満期日の翌営業日以降となります ・満期日以後の利息は、解約日もしくは書替継続日における普通預金利率により計算します 				